

沖縄県 IHEAT 要員募集要項

1 趣旨

新興感染症等の発生又はまん延等の健康危機発生時（以下「感染症健康危機発生時」という。）における、沖縄県内（那覇市を含む。）の保健所で保健師等専門職が不足した場合の支援について、沖縄県職員又は那覇市職員による応援だけでは対応が困難となることが想定されるので、地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 21 条に基づき IHEAT 要員として保健所等業務の支援を行う人員を確保することとする。

この要項は、IHEAT 要員の募集に関して必要な事項を定めるものとする。

2 事務局

沖縄県地域保健課（以下「事務局」という。）

3 募集要件

IHEAT 要員の募集対象者は次の要件を全て満たす者とする。

（1）次のいずれかの免許を有する者

保健師、看護師、医師、歯科医師、薬剤師、助産師又は管理栄養士

（2）感染症健康危機発生時に、沖縄県からの保健所等業務への応援要請に応じることができる者

（3）感染症健康危機発生時に、沖縄県又は那覇市の会計年度任用職員への任用が可能な者

4 登録方法

（1）登録手順

事務局のホームページから、電子申請により登録する。

（2）登録の更新

IHEAT 要員は年に 1 回 IHEAT.jp の登録内容を更新する。

（3）登録の解除

IHEAT 要員の登録解除は IHEAT.jp にて行うことができる。

5 研修

（1）IHEAT 要員は事務局が実施する研修等を毎年受講し、資質の向上に努めることとする。

なお、研修の詳細については、別途 IHEAT 研修実施要項に定める。

（2）第一項の研修を受講しており、かつ希望する者に対して、事務局は国が実施する専門講習への受講推薦を行う。

ただし、専門講習の受講に対する謝礼金及び旅費の支給はないものとする。

6 感染症健康危機発生時の活動

(1) 身分

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員とする。

(2) 保健所等業務の支援手順

ア 感染症健康危機発生時に、事務局が会計年度任用職員の任用手続を案内する。

IHEAT 要員は案内の通りに手続を行う。

イ 保健所が業務支援を要した場合、IHEAT.jp を通じて事務局から IHEAT 要員へ応援要請を行う。

ウ IHEAT 要員は応援要請に対して IHEAT.jp から次の事項について回答する。

なお、他に営利企業に従事している者は IHEAT 要員が勤務先と調整の上回答する。

- ① 応援の可否
- ② 応援可能な保健所（北部保健所、中部保健所、南部保健所、宮古保健所、八重山保健所又は那覇市保健所）
- ③ 応援可能な日程
- ④ 応援可能な業務内容

エ 事務局から勤務シフト案を送信、IHEAT 要員は IHEAT.jp から承諾又は拒否を回答する。なお、勤務先と調整の上で回答する。

オ IHEAT 要員は決定した勤務シフトの通り、保健所等で業務支援を行う。

カ IHEAT 要員は IHEAT.jp の日報機能から活動内容を報告する。

(3) 業務内容

感染症健康危機発生時における IHEAT 要員の業務内容は次の通り。

ア 感染症健康危機に対応するための保健所等の業務

- ① 積極的疫学調査
- ② 患者・濃厚接触者の健康観察
- ③ 検査業務
- ④ 調整業務
- ⑤ 就業制限・入院勧告に係る業務
- ⑥ 事務業務
- ⑦ 電話相談対応
- ⑧ 患者搬送従事
- ⑨ ワクチン接種業務
- ⑩ 保健所マネジメント業務及び助言
- ⑪ その他当該感染症対応業務

イ 保健所の通常業務（健康づくり、精神保健、母子保健、難病対策、平常時の感染症業務）

※平常時に当該業務に従事している保健所職員が前項の感染症業務に従事する場合。

（４）報酬

沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年沖縄県条例第 42 号）に基づき報酬及び旅費を支給する。

（５）守秘義務

IHEAT 要員は地方公務員法第 34 条又は地域保健法第 21 条第 3 項に基づいて、業務に関して知り得た情報について守秘義務を有する。

（６）災害補償

IHEAT 要員の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に定めるところとする。

（７）那覇市保健所への業務支援について

那覇市保健所の業務支援を行う場合は、那覇市の会計年度任用職員の任用となる。

7 （附則）

この要項は令和 6 年 4 月 1 日に施行する。

（附則）

この要領は令和 7 年 4 月 1 日に施行する。